

(証券コード9539)
平成28年3月9日

株 主 各 位

千葉県市川市市川南二丁目8番8号
京 葉 瓦 斯 株 式 会 社
代表取締役社長 湯 山 英 清

第131期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第131期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月28日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県市川市市川南二丁目8番8号
当会社 本店
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第131期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第131期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会招集通知に掲載しております株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.keiyogas.co.jp/>）に掲載させていただきます。

添 付 書 類

事 業 報 告 (平成27年1月1日から 平成27年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善等を背景に緩やかな回復基調で推移したものの、新興国経済の減速を受け、輸出の落ち込みや設備投資が減少するなど、全体として基調の弱さが見られました。

エネルギー業界におきましては、平成28年4月の電力小売り全面自由化に続き、平成29年中にはガスの小売りも全面自由化が決定しており、異業種からの新規参入の動きが高まるなど、当社を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

このような状況のなか、当社は平成25年からの3ヵ年を実施期間とする中期経営計画の目標達成に向けて諸施策に着実に取り組んでまいりました。

ガス事業者の重要な使命である安定供給と保安の確保につきましては、地震災害対策の加速、供給設備の耐震補強などによる安定供給基盤の充実に取り組んできたほか、緊急保安業務の体制整備を進め、保安の高度化を図ってまいりました。

お客さまサービスの向上につきましては、電力小売り事業の事業性を検証するため、特定規模電気事業者として自社施設への電力供給やグループ会社施設への電力小売りを実施したほか、介護サービス事業者をグループ会社化するなど、京葉ガスグループによる高齢者を対象としたサービス事業の本格展開に向けた取り組みを進めてまいりました。

また、当社は平成27年9月1日にガス料金の引き下げ（引き下げ率：小口部門平均1.01%）を主な内容とする一般ガス供給約款ならびに選択約款の変更を実施いたしました。これは、平成24年2月1日の前回改定以降の経営効率化による成果と、今後のさらなる効率化への取り組みによって見込まれる成果を織り込んで実施したものです。

以下、これらをはじめとする事業活動による当期の成果につきまして、ご報告いたします。

[ガ ス]

当期末におけるお客さま件数は、前期末に比べ 7,676 件、0.9%増加の 899,946 件となりました。

また、当期におけるガス販売量は、前期に比べ 0.9%減少の 686,470 千 m^3 となりました。

ガス販売量を用途別に見ますと、家庭用につきましては、気温・水温が前年に比べ高めに推移した影響などにより、前期に比べ 1.7%減少の 294,151 千 m^3 となりました。

また、業務用のガス販売量につきましては、お客さま設備の稼働の減少などにより、前期に比べ 0.3%減少の 392,318 千 m^3 となりました。

ガス売上高につきましては、ガス販売量の減少や原料費調整制度による販売単価の下方調整などにより、前期に比べ 6.6%減少の 795 億 41 百万円となりました。

[受注工事]

受注工事売上高は、前期に比べ 7.8%減少の 34 億 78 百万円となりました。

[そ の 他]

その他の事業の売上高は、前期に比べ 9.9%増加の 81 億 1 百万円となりました。

以上の結果、当期の売上高につきましては、前期に比べ 5.4%減少の 911 億 22 百万円となりました。

一方、費用につきましては、原料価格下落の影響で原材料費が減少したことなどにより、営業費用は前期に比べ 7.8%の減少となりました。

この結果、営業利益は前期に比べ 64.7%増加の 54 億 5 百万円、経常利益は 61.3%増加の 58 億 42 百万円、当期純利益は 66.7%増加の 39 億 29 百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期中における設備投資等の総額は、89億29百万円となりました。
その主な内容は、耐震性強化のための導管設備などです。

(3) 資金調達の状況

長期借入金として 5 億円を借入れました。

なお、当期中における増資及び社債発行による資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

東日本大震災以降、エネルギーシステム改革に向けた社会的要請が高まり、平成 28 年 4 月の電力小売り全面自由化に続き、平成 29 年中にはガスの小売りも全面自由化が決定しております。今後、お客さまの利便性の観点に立った競争環境整備を目的としたシステム改革の進展に伴い、これまでにない形でエネルギー間競争が起こることが想定されております。

このような経営環境の大きな変化を踏まえ、当社は「中期経営計画（平成 28 年～平成 30 年）」を策定し、「オール京葉ガスとしてエネルギー供給事業をコアとしながら多様なサービスを提供し、『地域と共に成長する価値創造企業』を実現する」という基本的な方向性のもと、四つの事業課題を掲げました。

一つ目の課題は、「エネルギーシステム改革への対応」です。ガス事業制度の変更に対する的確に対応するとともに、ガス小売りの全面自由化に向けた社内体制の見直しなどを行い、お客さま対応の準備に万全を期してまいります。

二つ目の課題は、「保安の高度化と供給基盤の強靱化」です。「お客さまへの安全・安心の提供」を高いレベルで実現するために、重大事故ゼロに向けた業務品質の向上などの保安の高度化に資する各種施策に引き続き取り組むほか、地震等に対する防災対策の高度化や供給ネットワークの整備等により供給基盤の強靱化を推進してまいります。

三つ目の課題は、「サービス価値の向上」です。多様なお客さまニーズを把握し提供サービスの充実を図るほか、電力小売りを含むマルチエネルギー供給の展開に向けた準備を進めていくなど、サービス価値の向上に取り組んでまいります。

四つ目の課題は、「経営基盤の整備」です。業務の効率化や保有資産・ノウハウの有効活用等による経営効率化を推進し財務体質の強化を図るとともに、グループ全体の競争力強化に資する施策などの取り組みを進めてまいります。

当社は、これらの取り組みを通して企業価値の向上を図り、厳しい経営環境下においてもお客さまや社会から信頼され、選ばれ続ける企業を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 128 期 平成24年	第 129 期 平成25年	第 130 期 平成26年	第 131 期 平成27年
売 上 高(百万円)	87,982	90,579	96,293	91,122
経 常 利 益(百万円)	2,946	3,106	3,622	5,842
当 期 純 利 益(百万円)	1,811	2,083	2,357	3,929
1株当たり当期純利益(円)	33.24	38.22	43.27	72.13
総 資 産(百万円)	82,904	85,878	87,792	90,184
純 資 産(百万円)	46,207	49,598	51,568	55,756

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
京 葉 ガ ス 不 動 産 株 式 会 社	90 百万円	100.0 %	不動産の賃貸・仲介
京葉ガスカスタマーサービス株式会社	30	100.0	ガスメーターの受託検針
京 和 ガ ス 株 式 会 社	80	50.6	都市ガスの供給及び販売

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社であり、持分法適用関連会社は2社であります。

当連結会計年度における売上高は前期に比べ5.0%減少の948億16百万円、当期純利益は前期に比べ55.5%増加の44億40百万円となりました。

(7) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

都市ガスの製造、供給及び販売

ガス工事の施工

ガス機器の販売

(8) 主要な営業所及び工場（平成27年12月31日現在）

本 社 所 在 地 千葉県市川市市川南二丁目 8 番 8 号
事務所所在地 千葉県市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市
製造所所在地 千葉県千葉市中央区
供給所所在地 千葉県松戸市、柏市、浦安市、白井市

(9) 従業員の状況（平成27年12月31日現在）

従 業 員 数	平 均 年 齢	平均勤続年数
880名（前期末比増減＋3名）	42.6歳	20.2年

（注） 上記の従業員数は常勤の就業人員数であり、出向者及び臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成27年12月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
	億円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	47
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	21
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	18
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	7
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1

2. 会社の株式に関する事項（平成27年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 54,480,128株（自己株式194,872株を除く。）
- (3) 株主数 1,511名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社南悠商事	16,500	30.29
株式会社ケイハイ	4,192	7.70
京葉住設株式会社	3,000	5.51
株式会社千葉興業銀行	2,700	4.96
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,304	4.23
京葉プラントエンジニアリング株式会社	1,843	3.38
かもめガス株式会社	1,740	3.20
京葉瓦斯従業員持株会	1,160	2.13
株式会社みずほ銀行	1,053	1.93
みずほ信託銀行株式会社	1,050	1.93

（注） 持株比率は自己株式（194,872株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	菊 池 智	株式会社南悠商社代表取締役社長、公益財団法人菊池美術財団理事長
代表取締役社長	潟 山 英 清	社務全般
常 務 取 締 役	羽 生 弘	供給本部長
常 務 取 締 役	山 田 英 男	広報部・総務部・人事部管掌、京葉ガス不動産株式会社代表取締役社長
常 務 取 締 役	小井澤 和 明	企画部・情報システム部・技術研修センター管掌
常 務 取 締 役	丸 山 京 治	営業本部長
常 務 取 締 役	江 口 孝	経理部・資材部管掌
取 締 役	山 浦 信 介	人事部長
取 締 役	福 本 英 敏	供給本部長補佐、供給保安部長
取 締 役	小 形 正 浩	営業本部長補佐、リビング営業部長
取 締 役	菊 池 節	株式会社南悠商社代表取締役副社長、パウダーテック株式会社代表取締役副会長
取 締 役	佐 藤 孝 次	株式会社ケイハイ代表取締役社長
取 締 役 （社外取締役）	前 川 渡	前川法律事務所所長、株式会社アダストリア社外監査役
常 勤 監 査 役	近 藤 英 男	
常 勤 監 査 役	磯 村 章 吾	
監 査 役 （社外監査役）	加賀見 俊 夫	株式会社オリエンタルランド代表取締役会長（兼）CEO、株式会社ミリアルリゾートホテルズ代表取締役会長、株式会社テレビ東京ホールディングス社外監査役
監 査 役 （社外監査役）	青 柳 俊 一	株式会社千葉興業銀行代表取締役頭取CEO

- (注) 1. 取締役小形正浩、前川渡の両氏は、平成27年3月27日開催の第130期定時株主総会において新たに取締役に選任され就任したものであります。
2. 常務取締役丸山京治、江口孝の両氏は、平成27年3月27日開催の取締役会決議により取締役から常務取締役に就任したものであります。
3. 常勤監査役磯村章吾氏は、平成27年3月27日開催の第130期定時株主総会終結の時をもって任期満了により常務取締役に退任するとともに、同定時株主総会において新たに監査役に選任され就任し、また、同日に開催された監査役会において常勤監査役に選定され就任したものであります。
4. 監査役青柳俊一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役前川渡、監査役加賀見俊夫の両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 上記以外に当事業年度中に在任した監査役は次の通りであります。
常勤監査役 星野 光省 平成27年3月27日退任（任期満了）

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役全員との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額となります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	14名 (1名)	211百万円 (1百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	30百万円 (4百万円)
合 計 (うち社外役員)	19名 (3名)	242百万円 (6百万円)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成27年3月27日開催の第130期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金70,200千円（取締役1名に対し49,800千円、監査役1名に対し20,400千円）を支払っております。なお、この金額には、当事業年度及び過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 前 川 渡

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社は、前川法律事務所へ法律顧問契約に基づく法律相談業務の委託を行っております。

イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当する事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役として中立かつ客観的な視点から職務を遂行するとともに、第130期定時株主総会で選任され就任した後に開催された取締役会10回中8回に出席し、必要に応じ、弁護士としての経験や見識に基づいた発言を行っております。

② 監査役 加賀見 俊 夫

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社は、株式会社オリエンタルランド及び株式会社ミリアルゾー
トホテルズへの都市ガスの供給・販売等を行っております。

イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当する事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

常勤監査役と連携を図りつつ、社外監査役として中立かつ客観的な
視点から監査を実施するとともに、当期に開催された取締役会12回及
び監査役会4回の全てに出席し、必要に応じ、企業の経営者としての
経験や見識に基づいた発言を行っております。

③ 監査役 青 柳 俊 一

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社は、株式会社千葉興業銀行から資金の借入れ等を行っておりま
す。

イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当する事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

常勤監査役と連携を図りつつ、社外監査役として中立かつ客観的な
視点から監査を実施するとともに、当期に開催された取締役会12回及
び監査役会4回の全てに出席し、必要に応じ、企業の経営者としての
経験や見識に基づいた発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人 青柳会計事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

内 容	金 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	22百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人に対する上記報酬等の額について、取締役から算定根拠の説明を受けたほか、会計監査人の監査計画、前事業年度における職務の遂行状況、見積り額の妥当性等を考慮した結果、相当と判断し、同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるガス事業会計規則による部門別収支計算書の証明業務等を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備にかかわる当社取締役会決議の内容は次の通りであります。

[取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制]

- (1) 代表取締役は、法令、定款及び社会倫理に合致した企業倫理を遵守した事業活動が企業の存続・発展のために不可欠であることを自らが常に念頭に置いて業務を執行するとともに、全ての取締役・従業員に対してその重要性について継続的に周知徹底を図る。
- (2) 代表取締役及び取締役は、「企業行動基準」を遵守した職務の執行がコンプライアンス確立のための基盤となるとの認識に基づき、自らこれを率先垂範し、また、従業員がこれを継続的に実践するための体制として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの確保のための重要な方針ならびに諸施策の実施に関する事項等の審議や報告を行い、施策を定期的に実施する。
- (3) 法令等を遵守した職務の執行をサポートするための部署を設置するとともに、コンプライアンス上の問題について社内または外部の内部通報窓口に通報・相談することができる体制を整備・運用することにより、取締役及び従業員のコンプライアンス違反を未然に防止する。
- (4) 社長直轄の内部監査部署が法令等の遵守状況、職務の執行に係る適正性・有効性等の監査を定期的に行うとともに、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、財務報告の信頼性を確保する。
- (5) 市民生活の秩序や安全に脅威を与え、企業の経済活動の障害となる活動を行う反社会的勢力から違法または不当な要求があった場合は、毅然とした態度で一切これを排除する。

[取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制]

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令、定款及び社内規程に基づき、確実かつ適正に記録し、総務部長の責任の下、これらを保存及び管理する。
- (2) 前項の記録は、取締役及び監査役は常時閲覧できるものとし、そのために適切な方法により保存及び管理を行う。

[損失の危険の管理に関する規程その他の体制]

- (1) 当社の事業活動において生じる可能性のある様々なリスクに適切に対応するため、経営計画の策定にあたってこれらを総合的に評価し、各リスクに係る施策を決定し、遂行する。
- (2) 当社の事業活動に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクについては、その発生を防止し、または、発生時における迅速かつ適切な対応を行うため、社長または役付取締役を最高責任者とする管理体制を構築し、必要な施策を講じる。また、その他のリスクについては、それぞれについて規程・マニュアル等を整備し、また、必要な施策を講じることにより、これを管理する。

[取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制]

- (1) お客さま視点を根幹とした「経営理念」が当社の経営の拠り所であり、全ての業務遂行にあたって最も重要な判断指針であることを全ての取締役及び従業員に浸透させることにより、取締役の職務の執行が効率的かつ適正に行われることを確保する。
- (2) 原則として毎月1回、取締役会を開催し、経営の基本方針、業務執行に関する重要事項及び会社法で定められた事項について審議及び報告を行うことにより、取締役の効率的かつ適法な職務の執行を確保する。
- (3) 原則として毎週1回、常勤取締役による常勤取締役会を常勤監査役も出席のもとで開催し、主要な業務執行にかかわる協議・報告を行うことにより、効率的かつ適切な業務執行が行われることを確保する。
- (4) 継続的な成長を遂げるための戦略及び目標を定めた「中期経営計画」を策定し、また、これを確実に達成するために必要となる施策を盛り込んだ「年次計画」を策定することにより、具体的な職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- (5) 日常の業務執行については、社内規程により、その権限を適正に配分し、また、そのルールを遵守した処理を行うことにより、効率的かつ適正な業務執行が行われることを確保する。

[当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制]

- (1) 子会社については、自主性を尊重した経営を行わせる一方、役員として当社の役員を派遣することなどを通じて業務執行取締役の職務執行を監視・監督することにより、子会社における業務の適正を確保する。

- (2) 子会社における重要な業務執行の決定にあたり、当社への報告を実施、または、当社が関与する体制を構築することにより、子会社における業務の適正を確保する。
- (3) 子会社におけるコンプライアンス上の問題について、子会社の役員及び従業員が当社または外部の内部通報窓口へ通報・相談することができる体制を整備・運用することにより、子会社における業務の適正を確保する。
- (4) 子会社のコンプライアンスの推進を効果的に実施するため、当社の社長及び子会社等の代表者をメンバーとする「コンプライアンス連絡会」を設置するとともに、当社のコンプライアンス担当部署が子会社のコンプライアンスの推進を支援する。

[監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項]

- (1) 監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助するための組織として、取締役の指揮命令系統から独立した「監査役室」を設置し、また、専任スタッフを配置する。
- (2) 監査役室のスタッフの独立性を確保するため、当該スタッフの人事考課は監査役の意見に基づき行い、また、人事異動等に関しては監査役と協議の上実施する。
- (3) 当該スタッフは、専ら監査役の指揮命令を受け、監査役の職務の補助を行う。

[取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制]

- (1) 監査役は、取締役会への出席を通じて取締役からの報告を受けるほか、常勤監査役は、常勤取締役会及び重要な会議への出席、決裁書その他職務の執行に関する重要書類を閲覧し、また、何時でも必要に応じて取締役及び従業員に対して説明や報告を求めることができる。
- (2) 取締役及び従業員は、その職務の執行状況やその他監査役の監査に必要な事項の説明や報告を監査役から求められた場合、これに適切に対応する。
- (3) 当社の取締役及び従業員並びに子会社の役員及び従業員から当社または外部の内部通報窓口へ通報・相談されたコンプライアンス上の問題は、内部通報窓口を所管する部署から当社の監査役へ適時・適切に報告する。なお、当該通報・相談をした者に対し、当該通報・相談をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

[その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制]

- (1) 社長と監査役は、定期的な意見交換の場を持つことなどにより、相互の意思疎通を図る。
- (2) 監査計画に基づく監査役の往査・調査の実施にあたっては、対象部署及び子会社は、適切な資料の準備・提供や適切な回答を行うことなどにより、実効性のあるものとなるよう十分な対応を行う。
- (3) 監査役が、会計監査人、内部監査部署と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。
- (4) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次の通りであります。

- ・ 取締役会を年12回開催し、法令や定款に定める事項、重要な業務執行に関する事項等の審議・報告を行いました。
- ・ 社外取締役の選任により、取締役会による取締役の職務執行の監督機能を強化いたしました。
- ・ 「コンプライアンス委員会」を年2回、「コンプライアンス連絡会」を年1回開催するとともに、内部通報制度の窓口として「コンプライアンスホットライン窓口」を総務部及び社外の法律事務所に設置し、当社及び子会社におけるコンプライアンス違反の防止に取り組みました。
- ・ 内部統制室が社内全部署を対象とした内部監査を実施し、法令等の遵守状況、職務の遂行に係る適正性・有効性等の確認を行いました。また、金融商品取引法等の法令に準拠し財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行いました。
- ・ 監査役会を年4回開催し、監査方針・監査計画の協議や監査状況の報告等を行うとともに、取締役会等の重要な会議への出席や社長との定期的な意見交換などにより、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることの確認を行いました。
- ・ 監査役は会計監査人及び内部統制室と連携し、社内の全部署の監査や子会社の事業運営状況の確認を行うことにより、当社及び子会社における職務の執行に関する適法性の確認を行いました。

貸借対照表 (平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
固 定 資 産	72,137	固 定 負 債	15,326
有 形 固 定 資 産	56,784	長 期 借 入 金	7,854
製 造 設 備	1,392	退 職 給 付 引 当 金	5,861
供 給 設 備	40,733	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	340
業 務 設 備	9,958	ガ ス ホ ル ダ ー 修 繕 引 当 金	355
附 帯 事 業 設 備	2,978	固 定 資 産 除 却 損 失 引 当 金	335
建 設 仮 勘 定	1,721	器 具 保 証 引 当 金	578
無 形 固 定 資 産	1,476	流 動 負 債	19,101
借 地 権	54	1 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債	1,801
の れ ん	13	買 掛 金	4,070
ソ フ ト ウ ェ ア	1,362	未 払 金	3,991
そ の 他 無 形 固 定 資 産	45	未 払 費 用	2,434
投 資 そ の 他 の 資 産	13,876	未 払 法 人 税 等	1,435
投 資 有 価 証 券	10,735	前 受 金	1,595
関 係 会 社 投 資	1,265	預 り 金	332
社 内 長 期 貸 付 金	219	関 係 会 社 短 期 債 務	686
出 資 金	0	社 内 預 り 金	2,724
長 期 前 払 費 用	36	そ の 他 流 動 負 債	30
繰 延 税 金 資 産	1,439	負 債 合 計	34,428
そ の 他 投 資 金	194	(純 資 産 の 部)	
貸 倒 引 当 金	△ 15	株 主 資 本	52,436
流 動 資 産	18,047	資 本 金	2,754
現 金 及 び 預 金	8,372	資 本 金	2,754
受 取 手 形	168	資 本 剰 余 金	36
売 掛 金	6,210	資 本 準 備 金	36
関 係 会 社 売 掛 金	694	利 益 剰 余 金	49,736
未 収 入 金	492	利 益 準 備 金	688
製 品	21	そ の 他 利 益 剰 余 金	49,047
原 料	27	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	172
貯 蔵 品	380	特 別 償 却 準 備 金	257
前 払 費 用	143	別 途 積 立 金	44,580
関 係 会 社 短 期 債 権	217	繰 越 利 益 剰 余 金	4,037
繰 延 税 金 資 産	179	自 己 株 式	△ 91
受 注 工 事 勘 定	1,126	自 己 株 式	△ 91
そ の 他 流 動 資 産	50	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,319
貸 倒 引 当 金	△ 39	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,319
資 産 合 計	90,184	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,319
		純 資 産 合 計	55,756
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	90,184

損 益 計 算 書 (平成27年 1 月 1 日から 平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

費 用		収 益	
売 上 原 価	43,232	製 品 売 上	79,541
期 首 た な 卸 高	29	ガ ス 売 上	79,541
当 期 製 品 製 造 原 価	13,860		
当 期 製 品 仕 入 高	29,430		
当 期 製 品 自 家 使 用 高	66		
期 末 た な 卸 高	21		
(売 上 総 利 益)	(36,309)		
供 給 販 売 費	27,042		
一 般 管 理 費	4,516		
(事 業 利 益)	(4,751)		
営 業 雑 費 用	10,375	営 業 雑 収 益	10,823
受 注 工 事 費 用	3,461	受 注 工 事 収 益	3,478
器 具 販 売 費 用	6,913	器 具 販 売 収 益	7,311
		そ の 他 営 業 雑 収 益	33
附 帯 事 業 費 用	550	附 帯 事 業 収 益	756
(営 業 利 益)	(5,405)		
営 業 外 費 用	148	営 業 外 収 益	585
支 払 利 息	135	受 取 利 息	8
雑 支 出	12	有 価 証 券 利 息	1
		受 取 配 当 金	240
		受 取 貸 貸 料	258
		雑 収 入	76
(経 常 利 益)	(5,842)		
(税 引 前 当 期 純 利 益)	(5,842)		
法 人 税 等	1,610		
法 人 税 等 調 整 額	302		
当 期 純 利 益	3,929		
合 計	91,707	合 計	91,707

株主資本等変動計算書 (平成27年1月1日から 平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金						自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰余金 合 計		
					固定資産 圧 縮 立 金	特別償却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	2,754	36	36	688	171	305	42,680	2,703	46,549	△ 87	49,253
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額								△ 251	△ 251		△ 251
会計方針の変更を反映 した 当 期 首 残 高	2,754	36	36	688	171	305	42,680	2,451	46,297	△ 87	49,001
当 期 変 動 額											
固 定 資 産 圧縮積立金の取崩					△ 3			3			
特別償却準備金の取崩						△ 54		54			
実効税率変更に伴う 準 備 金 の 増 加					4	6		△ 11			
別途積立金の積立							1,900	△ 1,900			
剰 余 金 の 配 当								△ 490	△ 490		△ 490
当 期 純 利 益								3,929	3,929		3,929
自己株式の取得										△ 4	△ 4
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)											
当 期 変 動 額 合 計					0	△ 47	1,900	1,586	3,439	△ 4	3,435
当 期 末 残 高	2,754	36	36	688	172	257	44,580	4,037	49,736	△ 91	52,436

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換 算差額等 合 計	
当 期 首 残 高	2,315	2,315	51,568
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△ 251
会計方針の変更を反映 した 当 期 首 残 高	2,315	2,315	51,316
当 期 変 動 額			
固 定 資 産 圧縮積立金の取崩			
特別償却準備金の取崩			
実効税率変更に伴う 準 備 金 の 増 加			
別途積立金の積立			
剰 余 金 の 配 当			△ 490
当 期 純 利 益			3,929
自己株式の取得			△ 4
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,004	1,004	1,004
当 期 変 動 額 合 計	1,004	1,004	4,439
当 期 末 残 高	3,319	3,319	55,756

個別注記表 (平成27年1月1日から 平成27年12月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法によっている。

たな卸資産（製品、原料、貯蔵品）の評価は、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は定率法によっている。ただし、平成10年4月1日以降取得の建物については、定額法によっている。

無形固定資産の減価償却の方法は定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。また、のれんについては、計上後20年以内でその効果の発現する期間にわたって均等償却することとしている。ただし、金額が僅少な場合には、全額発生年度の損益として処理することとしている。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金は、債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。また、数理計算上の差異についてはその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、翌期から費用処理することとしている。

役員退職慰労引当金は、役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上している。

固定資産除却損失引当金は、市川工場の廃止に伴う除却損及び撤去費用の発生に備えるため、見積額を計上している。

器具保証引当金は、販売器具の保証期間内のメンテナンス費用の支出に備えるため、見積額を計上している。

- (4) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に対応する割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更した。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減している。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が363百万円増加し、繰越利益剰余金が251百万円減少している。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微である。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	183,113百万円
無形固定資産の減価償却累計額	7,419百万円

(2) 保証債務

子会社に対する借入金保証	1,595百万円
--------------	----------

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	4,666百万円
仕入高	7,236百万円
営業取引以外の取引高	118百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度末日における自己株式数	普通株式	194,872株
-----------------	------	----------

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因

退職給付引当金	1,688百万円
固定資産除却損失引当金	96百万円
その他	1,111百万円
繰延税金資産合計	2,895百万円

(2) 繰延税金負債の発生の主な原因

その他有価証券評価差額金	1,103百万円
その他	174百万円
繰延税金負債合計	1,277百万円
繰延税金資産の純額	1,618百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科 目	期末 残高
子会社	京葉ガス 不動産㈱	直接 100%	不動産の賃貸借 役員の兼任等	債務保証 (注)	1,595	—	—

(注) 京葉ガス不動産㈱の金融機関からの借入金につき債務保証を行ったものである。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	氏 名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科 目	期末 残高
役員	菊池 智	(被所有) 直接 0.3%	当社代表取締役会長 公益財団法人 菊池美術財団理事長	公益財団法人 菊池美術財団への 寄付金の支払	15	—	—

(注) 上記の取引は、いわゆる第三者のための取引である。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,023.42円
1株当たり当期純利益	72.13円

9. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結貸借対照表 (平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
固 定 資 産	82,052	固 定 負 債	18,084
有 形 固 定 資 産	65,221	長 期 借 入 金	9,199
製 造 設 備	1,392	繰 延 税 金 負 債	78
供 給 設 備	42,133	役員退職慰労引当金	376
業 務 設 備	10,697	ガスホルダー修繕引当金	376
そ の 他 の 設 備	9,150	固定資産除却損失引当金	335
建 設 仮 勘 定	1,847	器 具 保 証 引 当 金	578
無 形 固 定 資 産	1,469	退職給付に係る負債	6,027
その他無形固定資産	1,469	そ の 他 固 定 負 債	1,112
投資その他の資産	15,361	流 動 負 債	20,210
投 資 有 価 証 券	13,104	1年以内に期限到来の固定負債	2,123
長 期 貸 付 金	219	支払手形及び買掛金	4,185
繰 延 税 金 資 産	1,515	未 払 法 人 税 等	1,677
そ の 他 投 資	540	そ の 他 流 動 負 債	12,224
貸 倒 引 当 金	△ 18	負 債 合 計	38,295
流 動 資 産	21,449	(純 資 産 の 部)	
現 金 及 び 預 金	11,618	株 主 資 本	59,794
受取手形及び売掛金	7,085	資 本 金	2,754
商 品 及 び 製 品	21	資 本 剰 余 金	36
仕 掛 品	1,221	利 益 剰 余 金	57,246
原材料及び貯蔵品	428	自 己 株 式	△ 242
繰 延 税 金 資 産	201	その他の包括利益累計額	3,423
そ の 他 流 動 資 産	912	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,408
貸 倒 引 当 金	△ 40	退職給付に係る調整累計額	15
資 産 合 計	103,502	少数株主持分	1,988
		純 資 産 合 計	65,206
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	103,502

連結損益計算書 (平成27年1月1日から 平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

費 用		収 益	
売 上 原 価	55,931	売 上 高	94,816
(売 上 総 利 益)	(38,884)		
供 給 販 売 費	27,691		
一 般 管 理 費	4,808		
(営 業 利 益)	(6,384)		
営 業 外 費 用	192	営 業 外 収 益	611
支 払 利 息	167	受 取 利 息	11
雑 支 出	25	受 取 配 当 金	244
		受 取 賃 貸 料	218
		持分法による投資利益	37
		雑 収 入	99
(経 常 利 益)	(6,802)		
(税金等調整前当期純利益)	(6,802)		
法人税、住民税及び事業税	1,931		
法 人 税 等 調 整 額	307		
(少数株主損益調整前当期純利益)	(4,563)		
少 数 株 主 利 益	122		
当 期 純 利 益	4,440		
合 計	95,427	合 計	95,427

連結株主資本等変動計算書（平成27年 1月 1日から 平成27年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			少数株 主持分	純資産 合 計
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有価証券 評価差額金	退職給付 に係る調 整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2,754	36	53,548	△ 238	56,100	2,375	95	2,470	1,875	60,446
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△ 251		△ 251					△ 251
会計方針の変更を反映 した 当 期 首 残 高	2,754	36	53,296	△ 238	55,848	2,375	95	2,470	1,875	60,194
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当			△ 490		△ 490					△ 490
当 期 純 利 益			4,440		4,440					4,440
自 己 株 式 の 取 得				△ 4	△ 4					△ 4
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						1,032	△ 80	952	113	1,066
当 期 変 動 額 合 計			3,950	△ 4	3,946	1,032	△ 80	952	113	5,012
当 期 末 残 高	2,754	36	57,246	△ 242	59,794	3,408	15	3,423	1,988	65,206

連結注記表 (平成27年1月1日から 平成27年12月31日まで)

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

京葉ガス不動産㈱

京葉ガスカスタマーサービス㈱

京和ガス㈱

(2) 主要な非連結子会社の名称等

京和住設㈱

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いている。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 2社

京葉住設㈱

ケージー情報システム㈱

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（京和住設㈱）は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外している。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用している。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致している。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法によっている。

たな卸資産（製品、原料、貯蔵品）の評価は、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は定率法によっている。ただし、平成10年4月1日以降取得の建物については、定額法によっている。

無形固定資産の減価償却の方法は定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金は、債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、

回収不能見込額を計上している。

役員退職慰労引当金は、役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上している。

固定資産除却損失引当金は、当社市川工場の廃止に伴う除却損及び撤去費用の発生に備えるため、見積額を計上している。

器具保証引当金は、販売器具の保証期間内のメンテナンス費用の支出に備えるため、見積額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

② 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債に計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異についてはその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により、翌連結会計年度から費用処理することとしている。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、計上後20年以内でその効果の発現する期間にわたって均等償却することとしている。ただし、金額が僅少な場合には、全額発生年度の損益として処理することとしている。

【会計方針の変更に関する注記】

1. 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に対応する割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更した。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が363百万円増加し、利益剰余金が251百万円減少している。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微である。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保資産

担保に供している資産	その他の設備	3,147百万円
担保に係る債務	長期借入金	1,343百万円
	1年以内に期限到来の固定負債	252百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

196,645百万円

3. 無形固定資産の減価償却累計額

7,449百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 54,675,000株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
平成27年3月27日 定時株主総会	普通株式	245百万円	4.50円	平成26年12月31日	平成27年3月30日
平成27年7月31日 取締役会	普通株式	245百万円	4.50円	平成27年6月30日	平成27年8月26日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
平成28年3月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	245百万円	4.50円	平成27年12月31日	平成28年3月30日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、資金調達については金融機関からの借入により行っている。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは内部管理規程に沿ってリスク低減を図っている。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

借入金の使途は設備投資に係る長期資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施し、リスクの低減を図っている。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、投機目的の取引は行っていない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりである。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額 （＊１）	時価（＊１）	差額
(1) 現金及び預金	11,618	11,618	—
(2) 受取手形及び売掛金	7,085	7,085	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	10,010	10,010	—
(4) 長期借入金（＊２）	(11,255)	(11,567)	△312
(5) 支払手形及び買掛金	(4,185)	(4,185)	—
(6) デリバティブ取引	—	—	—

（＊１） 負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

（＊２） 長期借入金には、１年以内に返済予定のものを含めている。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっている。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては(下記(6)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定している。

(5) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(6) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関等から提示された価格によっている。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している(上記(4)参照)。

(注2) 子会社及び関連会社株式(連結貸借対照表計上額1,891百万円)並びに非上場株式(連結貸借対照表計上額1,203百万円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、千葉県その他の地域において、賃貸用の物流倉庫等(土地を含む)を有している。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
7,371	17,097

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額である。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,178.65円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 82.79円 |

【その他の注記】

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月8日

京葉瓦斯株式会社
取締役会 御中

監査法人 青柳会計事務所

代表社員 公認会計士 本間 哲也 ㊞
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 小松 哲 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京葉瓦斯株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第131期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月8日

京葉瓦斯株式会社
取締役会 御中

監査法人 青柳会計事務所

代表社員 公認会計士 本間 哲也 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小松 哲 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京葉瓦斯株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京葉瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第131期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人 監査法人青柳会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人 監査法人青柳会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月12日

京葉瓦斯株式会社 監査役会

常勤監査役	近 藤 英 男	Ⓔ
常勤監査役	磯 村 章 吾	Ⓔ
社外監査役	加 賀 俊 夫	Ⓔ
社外監査役	青 柳 俊 一	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、ガス事業を中心とする公共性の高い業種であることから、企業収益の配分につきましては、安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、安定配当の維持継続を基本方針としております。

この基本方針に基づき、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円50銭 総額245,160,576円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,200,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 3,200,000,000円

第2号議案 取締役1名選任の件

経営監督機能の強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、選任をお願いしたいと存じます。

なお、その任期は、当社定款の定めにより、在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取 締 役 候 補 者

氏 名 生 年 月 日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
※ もり たか お 森 隆 男 昭和33年9月25日	平成3年3月 公認会計士登録 平成13年7月 公認会計士森隆男事務所開設 所長（現任） 平成15年5月 税理士登録 平成25年9月 青南監査法人社員（現任） 平成27年6月 株式会社アイセイ薬局社外取締 役（現任） 重要な兼職の状況 公認会計士森隆男事務所所長 青南監査法人社員 株式会社アイセイ薬局社外取締役	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 森隆男氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 森隆男氏につきましては、公認会計士及び税理士としての高い見識と豊富な経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業会計に精通していることから、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
5. 森隆男氏が選任された場合には、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役加賀見俊夫氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

監査役候補者

氏 名 生 年 月 日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
か が み と し お 加賀見 俊 夫 昭和11年1月5日	昭和33年4月 京成電鉄株式会社入社 昭和51年10月 株式会社オリエンタルランド不動産事業部長 昭和56年6月 同社取締役総務部長兼人事部長 昭和58年6月 同社常務取締役 平成3年6月 同社専務取締役 平成5年6月 同社取締役副社長 平成7年6月 同社代表取締役社長 平成16年3月 当社監査役（現任） 平成17年6月 株式会社オリエンタルランド代表取締役会長（兼）CEO（現任） 重要な兼職の状況 株式会社オリエンタルランド代表取締役会長（兼）CEO 株式会社ミリアルリゾートホテルズ代表取締役会長 株式会社テレビ東京ホールディングス社外監査役	21,000株

- （注）
- 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 加賀見俊夫氏は社外監査役候補者であり、同氏を社外監査役候補者とした理由は、企業経営者として豊富な経験と知識を有しており、また、現在までの当社社外監査役としての活動状況に鑑みた結果、引き続き当社社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断したためであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって12年となります。
 - 当社は、加賀見俊夫氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
 - 当社は、加賀見俊夫氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額となります。同氏の再任がご承認された場合、当社は同氏との間で上記の契約を継続する予定であります。

以 上

メ 毛 欄

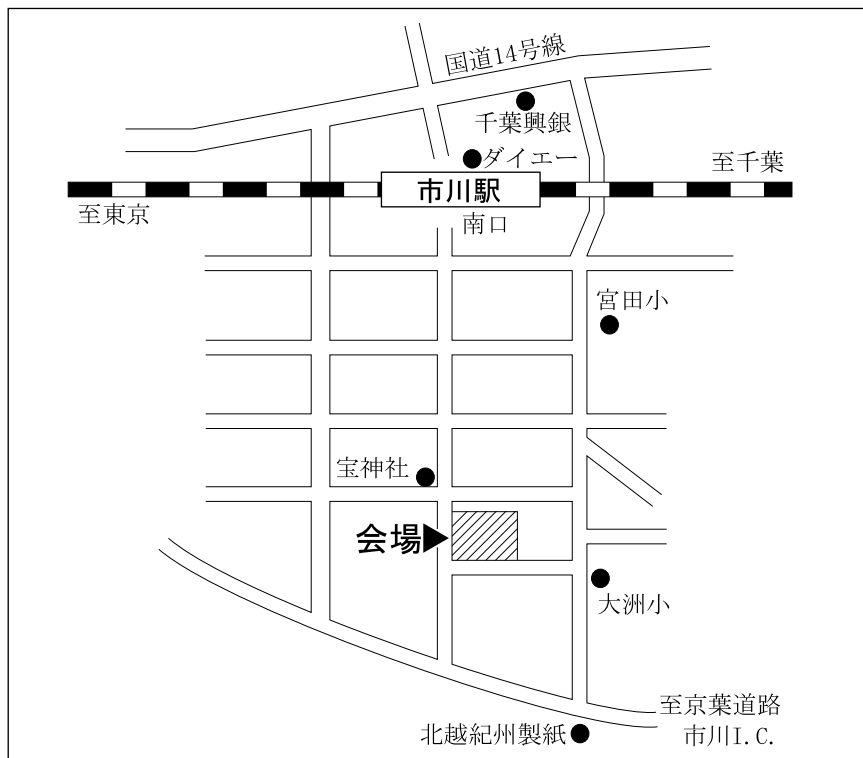
This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会 場 千葉県市川市市川南二丁目 8 番 8 号

当会社 本店

電話 047(325)4111



JR総武線 市川駅から徒歩約6分